

## ～ 国際研修 ～

### 第37回ベトナム法整備支援研修 テーマ：民事訴訟法改正

国際協力部教官

松川 充康

#### 第1 はじめに

2011年1月13日（木）から同年1月21日（金）まで、第37回ベトナム法整備支援研修を実施した（日程表は文末の資料のとおり）。

本研修は、ベトナム最高人民裁判所を対象としており、ベトナム民事訴訟法改正に向け、日本の専門家や裁判実務から参考となる知見の獲得を目的としたものである<sup>1</sup>。研修員は、以下のとおり、ベトナム最高人民裁判所（SPC）副長官を始めとするSPCの裁判官など7名であった。

トゥ・ヴァン・ニュウ氏（Mr）

最高人民裁判所副長官

バー・テー・ドアン氏（Mr）

最高人民裁判所ハノイ控訴審裁判所副所長

グエン・マイ・ボ氏（Mr）

最高人民裁判所中央軍事裁判所裁判官

グエン・ヴァン・ティエン氏（Mr）

最高人民裁判所経済裁判所裁判官

ブイ・ティ・ズン・フエン氏（Ms）

最高人民裁判所裁判理論研修所民事・経済・商事課長  
レ・テー・フック氏（Mr）

最高人民裁判所裁判理論研究所審査官

バー・ティ・ハン氏（Ms）

最高人民裁判所国際協力部書記

#### 第2 本研修実施の背景

ベトナムでは、1990年代以降、市場経済原理の導入、推進のため、民商事分野を中心とする法制度の整備に力が注がれてきた<sup>2</sup>。当部は、1994年から現在に至るまで、JICAの技術協力プロジェクトの枠組みの下、ベトナムに対する法整備支援を進めている。2007年4月からは、新たに「ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト」が開始され、立法及び裁判実務の両面での支援活動を展開してきたものである<sup>3</sup>。

そして、ベトナム民事訴訟法は、我が国の支援も受けて2004年に制定されたものであるが、ベトナムは市場経済の浸透と国際化の進展に対応するという観点から、更なる改革を実施すべく、2008年1月23日には民事訴訟法改正に向けた起草委員会を創立し、さらに、2009年10月19日には最高人民裁判所裁判官を中心とする起草編集班を組織し、改正草案の検討を進めてきた。そのような中、当部では、ベトナム側から、JICAプロジェクトの一環として、民事訴訟法に関する本邦研修実施の要請を受けたことを踏まえ、本研修を実施することとした。

<sup>2</sup> ベトナム法の概況や各種法律情報へのアクセスガイドについては、鮎京正訓編『アジア法ガイドブック』（名古屋大学出版会、2009）が参考になる。

<sup>3</sup> 同プロジェクトは、2011年3月をもって終了したが、同年4月より、「ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト フェーズ2」が4年間の計画で新たに開始された。詳細は、[http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2010\\_1000108\\_1\\_s.pdf](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2010_1000108_1_s.pdf)を参照されたい。

<sup>1</sup> ベトナムでは、最高人民裁判所（SPC）が民事訴訟法改正案の起草を担当する。統治機構の詳細については、伊藤文規「ベトナムの統治機構、司法制度の概観」ICDニュース28号を参照されたい。

つまり、本研修は、ベトナム民事訴訟法起草担当者を中心とする研修員を日本に招き、日本の民事訴訟の理論及び実務について情報を提供するとともに、ベトナム民事訴訟法改正草案についての意見交換を行うことにより、同草案の改善に役立ててもらうため実施したものといえる。

参考までに、2004年民事訴訟法をベースに、当職の理解するベトナム民事訴訟第一審の流れを文末に添付する。

### 第3 本研修の概要

#### 1 カリキュラムの構成

初日の1月13日の導入講義では、日本の統治機構、司法制度という全体的な話題から始まり、次第に民事訴訟、更に簡易裁判所での民事訴訟、特に少額訴訟といったように、特定の分野へフォーカスしていく進行とした。この導入講義を踏まえ、2日目の1月14日には大阪地方裁判所及び大阪簡易裁判所において、日本の民事訴訟の実際を見聞きする機会を設けた上、翌週1月17日からの4日間を、本研修の中核部分である民事訴訟法改正草案検討会に充てた。最終日の1月21日には、法整備支援連絡会で、本研修の総括も兼ねて「日本の支援を受けてベトナムが公布した民事訴訟法の直面している問題に関する評価について」との題目での講演する機会を設けた。

以下、具体的に説明する。

#### 2 日本の統治機構及び司法制度に関する導入講義

1月13日(木)は、オリエンテーションを午前中に終え、午後から研修の中身を開始した。導入講義では当職が講師を務めたが、最高裁判所事務総局作成の”Justice In Japan”<sup>4</sup>も利用しつつ、日本の統治機構及び司法制度に関する概要を説明した。ベトナムの統治は民主集中制と権限分配の原理を基本原理とし<sup>5</sup>、

三権分立や地方自治の制度を持つ日本の統治機構とは大きく異なっている。しかし、日本から継続的に法整備支援を受けている上、研修員によっては本邦研修参加が2回目であったこともあり、日本の統治機構に関する説明もそれほど困難なく理解している様子であった。

また、多々良周作裁判官<sup>6</sup>の全面的な協力のもと、翌日の大阪地方裁判所（民事保全部）及び大阪簡易裁判所訪問の事前準備という位置づけも兼ね、民事保全手続や簡易裁判所での民事手続に焦点を当てた説明も実施した。その中で、最高裁判所製作のDVD「あなたが選ぶ少額訴訟」も視聴してもらい、日本の制度を視覚的にも理解してもらうよう努めた。



導入講義の様子

#### 3 大阪地方裁判所（民事保全部）及び大阪簡易裁判所訪問

日本の裁判所は、民事事件につき、民事訴訟のほか、簡易裁判所における少額訴訟、支払督促、民事調停、即決和解というように、多様な紛争解決のメニューを用意しており、また、民事訴訟においても、簡易裁判所では手続の簡易化が図られている。これに対し、ベトナムではこのような選択の幅はなく、基本的には一律の手続しか用意されていない。また、ベトナムの緊急保全処分手続（ベ民事訴訟法99条

<sup>4</sup> 日本の司法制度について、カラー写真も盛り込みつつ英文で解説している（全42ページ）。

<sup>5</sup> 詳細は、伊藤文規「ベトナムの統治機構、司法制度の概観」ICDニュース28号を参照されたい。  
<sup>6</sup> 2011年4月から、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの長期専門家として、ベトナムに派遣されている。本研修には、その事前準備として出席していた。

～）は、日本の民事保全手続に相当するものであるが、訴訟提起前の申立てが許されていないほか、保全発令に当たって債権者に求められる担保が高額すぎるなどの問題があり、実務上広く利用されているとは言いがたい状況にある。そのため、SPCでは、民事紛争の解決方法として、通常の民事訴訟とは異なる簡易な手続の導入を検討するとともに、緊急保全処分をより利用しやすい形に改善したいと考えており、それらの参考とすべく、日本の簡易裁判所及び地方裁判所民事保全部での手続傍聴を強く希望していた。このようなSPCの意向を踏まえ、大阪地方裁判所（民事保全部）及び大阪簡易裁判所の訪問を企画実施した次第である。

1月14日（金）の午前に大阪地方裁判所民事保全部、午後に大阪簡易裁判所を訪問したが、民事保全事件における債権者との面接、少額訴訟、即決和解について、実際の手続を傍聴することができた。また、担当の裁判官及び書記官からは、上記手続や支払督促といった各手続について、一般的あるいは傍聴した事件に即した内容の説明が大変丁寧になされた。これら見学、手続説明についての研修員の評判は高く、団長であるニュウ副長官からは、「まさにこういう見学をしたいと思っていた。今日の経験は、ベトナムに新しい制度を導入していく上で大いに参考になる。」という締めくくりの発言がなされた。

#### 4 ベトナム民事訴訟法改正草案検討会

1月17日（月）から同月20日（木）までの4日間は、本研修の中核であるベトナム民事訴訟法改正草案の検討会を実施した。これは、あらかじめ開示してもらったベトナム民事訴訟法改正草案やそれを巡るベトナムにおける議論の状況などを基礎資料に、SPCと日本側の法律専門家との間で、改正の方向性、留意点、規定の在り方、日本の制度との対比などについて集中的な議論を実施するというものである。日本側は、裁判実務改善研究会の村上敬一委員長（元東京高等裁判所部総括判事）及び同志社大学法学部

の川嶋四郎教授を中心に、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの西村修長期専門家<sup>7</sup>も加わるという体制で臨んだ。

まず草案検討会初日の1月17日（月）午前には、2004年制定民事訴訟法の起草支援に携わった井関正裕氏（元大阪高等裁判所部総括判事）を講師に招き、「ベトナム2004年民事訴訟法の残したもの」との題目での講演をいただいた。前回改正時にベトナムと日本との間で交わされた協議の内容など<sup>8</sup>を、改めてSPC及び日本側とで共有し、このたびの草案検討会における議論をより深めるためである。限られた時間ではあったが、監督審、緊急保全処分、判決の効力など、ベトナム民事訴訟法を巡ってかねてから議論の対象になっているテーマにつき、有益な知見が提供され、研修員も一同聞き入っていた。

続けて同日午後には、ニュウ副長官から、民事訴訟法改正における主要な論点や議論の状況などに関するカントリーレポートの発表がなされた上、1月18日（火）からの3日間、村上委員長及び川嶋教授を中心に、本格的な草案検討会を実施した。ベトナム側の関心事は多岐にわたるが、このたびの草案検討会で特に議論したいとして挙げられた8項目のテーマ及びその背景は、次のとおりであった。

①他の機関・組織の決定に対して民事訴訟を管轄する裁判所に取消しの権限を与えるか。

民事訴訟の前提問題として存在する行政機関などの決定に、明らかな違法や権限逸脱があった場合、当該民事訴訟を管轄する裁判所が、これを取り消すことができる旨の規定を導入すべきか否かという論点である。ベトナムでは、かつて裁判所にそのような権限が与えられていたが、2004年民事訴訟法で廃

<sup>7</sup> 長期専門家は、ベトナム民事訴訟法改正草案を始め各種資料及び情報を収集するとともに、ベトナム側の問題意識や民事訴訟の実情などについての様々な知見や分析の提供を行い、本研修の準備及び遂行に重要な役割を果たした。

<sup>8</sup> 2004年民事訴訟法の和訳及び同法の起草支援委員らによる解説についてはICDニュース21号を、同委員らがベトナム民事訴訟法の今後の課題について解説した論稿についてはICDニュース26号を、それぞれ参照されたい。

止したところ、実務上不都合が生じたとのことであった。具体的には、土地使用権証書（赤本）<sup>9</sup>に誤りが判明したが、行政訴訟法上の出訴期間を経過している場合などが典型のようである<sup>10</sup>。

②公証文書の無効宣告の申立てに関する事件、判決執行のための共有財産の確定に関する事件は、訴訟事件又は非訟事件のいずれか。

ベトナム民事訴訟法では、裁判所の管轄に属する事件類型を、訴訟・非訟別に列挙している（ベ民事訴訟法25条～）。しかし、上記事件類型については、他の法律で裁判所が解決すべきとしているながら、民事訴訟法には列挙されていない事件類型であるため、訴訟事件として扱うべきか、非訟事件として扱うべきか、立法的に解決したいとのことであった<sup>11</sup>。

③職権による証拠収集

2004年民事訴訟法では、裁判所による証拠収集<sup>12</sup>は、当事者の申立てがあった場合のみ行うことができるとした。しかし、現場の裁判官からは、真実発見や弱者保護の見地から、職権による証拠収集の規定を再導入すべきとの意見が出ており、その是非を巡る議論である。なお、かつての本邦研修においても、職権による証拠収集を認めないと、真実発見に支障を来たすとの指摘がされていた<sup>13</sup>。

④価格査定、価格査定審査

<sup>9</sup> いわゆる赤本については、武藤司郎『ベトナム司法省駐在体験記』（信山社出版、2002）29～34ページ、76～109が詳しい。

<sup>10</sup> ベトナム行政訴訟法は、村上委員長を中心とした草案検討会の結果も踏まえて起草され、2011年11月に成立了。上記草案検討会については、ICDニュース43号を参照。

<sup>11</sup> ベトナムにおける非訟事件の定義は、民事訴訟法311条で規定されている。訴訟と非訟の違いは、紛争性の有無によるようであるが、旧宗主国であるフランスの影響であろうか。フランス法の考え方については、垣内秀介「調査報告書 フランスにおける非訟事件と非訟事件手続」<http://www.moj.go.jp/content/000012233.pdf> を参照。

<sup>12</sup> 裁判所による証拠収集は、公開の法廷での期日を開く前の準備期間（事件類型によって2か月又は4か月）に行われる。川嶋教授による現地調査によれば、裁判所による証拠収集の実情としては、裁判官と書記官が、裁判所外に出かけ、当事者が特に立ち会うことなく、書類を集めたり、住民から話を聞いたりすることもあるという。

<sup>13</sup> ICDニュース38号45ページ

ベトナムの民事訴訟法では、財産の価格が紛争上問題となる場合、当事者間で価格に関する合意が得られなければ、金融機関職員などから成る価格評議会を設立し、価格の査定を行うという仕組みをとっている。ところが、この価格評議会が、金融機関の協力を得られないなどの事情により、うまく機能しないことが多い、訴訟の円滑な進行を阻害する大きな要因になっているという。

⑤緊急保全処分における担保

先にも述べたとおり、緊急保全処分発令に当たっての担保が高額であることが、緊急保全処分の利用を阻害しているとの問題意識から、特に担保に焦点を当てた議論を希望された。また、金融機関や他の個人・機関・組織による保証をもって担保とするとの案も検討されているとのことであった。

⑥提訴時効

ベトナムでは、消滅時効及び提訴時効のいずれもが存在し、それぞれの趣旨や位置づけが十分に整理されていないとの指摘がかねてからあった。また、物権的請求や遺産分割などについても、一律に2年の提訴時効にかかるとしていることも問題点として挙げられていた。時効は民法改正でも大きなテーマとなっており、両法間の整合性を図りつつ取り組むべき課題といえるが<sup>14</sup>、本研修においては、日本の時効制度に関する知見を提供してほしいとの要望であった。

⑦訴状返却

日本の民事訴訟法における訴えの却下に相当するものと考えられる。裁判所は訴状を受け取った日から5日という短期間に訴状を受理するか、返却するかの決定をすることとされている上、訴状返却事由の中に、提訴時効など一定の審理を尽くさなければ判断が困難と考えられるものも含まれていることが問題点として指摘されていた。

⑧監督審

<sup>14</sup> 民法は司法省の所管法令であり、民事訴訟法と所管が異なるところにも難しさがあると思われる。

監督審は、社会主義法の特徴ともいるべき制度<sup>15</sup>であり、2004年民事訴訟法では判決確定後であっても、最高人民法院長官又は最高人民検察院長官などの申立てが3年以内にあれば、誤りのある判決又は決定を破棄することができるとしている。真実主義を徹底したものといえるかもしれないが、法的安定性を損なう面があることも否定できない。実際、ベトナムにおいても、誤った判決を広く是正すべきとの観点から、監督審の許容範囲を広げるよう求める意見が強い<sup>16</sup>一方で、監督審制度の濫用的な利用<sup>17</sup>に頭を悩ます現場の声もあり、また、当事者の関与がないまま手続が進められることを改めるべきとの意見もある<sup>18</sup>。

また、SPCは、以上の8項目のほか、判例、提訴前の緊急保全処分、簡易手続<sup>19</sup>、草の根和解承認決定<sup>20</sup>など、このたびの民事訴訟法改正では扱わない

<sup>15</sup> W. E. バトラー『英米法と社会主義法』（法律文化社、1986）

<sup>16</sup> 監督審の最終審というべき最高人民法院裁判官評議会のある商事事件における決定につき、国会司法委員会が誤りを指摘し、最高人民法院もこれを認めたことに端を発し、このような決定を是正する手続の導入を求める声が高まった。

<sup>17</sup> 2004年民事訴訟法では、当事者に監督審の申立権はないが、実際に監督審申立ての検討が開始されるのは、当事者の申出があった場合のことである。

<sup>18</sup> ロシア、中国、ウズベキスタンでも、制度改革を行いつつ、監督審そのものは存続させている（杉浦一孝「ロシアにおける民事監督審制度と憲法裁判所」『名古屋大學法政論集』225号395-439ページ、小嶋明美『現代中国の民事裁判—計画から市場へ、経済改革の深化と民事裁判—』（成文堂、2006）183ページ～、丸山毅「ウズベキスタン共和国の司法制度について」ICDニュース4号62ページ～）。一方、ベトナムの隣国ラオスでは、監督審は廃止されている（瀬戸裕之「ラオス」『アジア法ガイドブック』（名古屋大学出版会、2009））。

<sup>19</sup> 日本における少額訴訟と類似のものを念頭に置いているようだが、詳細は不明である。なお、同じく社会主義国の中国における簡易手続については、小嶋明美『現代中国の民事裁判—計画から市場へ、経済改革の深化と民事裁判—』（成文堂、2006）187ページ～参照。

<sup>20</sup> ベトナムでは、村レベルでの紛争解決機関がもうけられ、民事紛争は同機関での話し合いによる解決が奨励されている。民事訴訟法との関係では、同機関での合意に、裁判所の承認決定によって執行力を付与する手続を導入すべきか否かが議論されている。なお、憲法127条でも草の根レベルでの紛争解決機関として言及されている。ベトナム

ものの、より抜本的な民事訴訟法改正がなされる次回において検討したいと考えているテーマについても、時間が許せば協議したいという意向であった<sup>21</sup>。

草案検討段階での議論であるため、その詳細を記載することは控えることとするが、両講師は、テーマごとに主担当をあらかじめ決め、長期専門家から提供された資料などを参考に、入念な準備をされていた。そして、当日は、ベトナム側の問題意識や裁判実務の実情などを確認しながら、対応する日本の制度の紹介・説明、草案に対するコメント、更には規定の在り方に関する具体的な提案など、大変丁寧かつ熱心な協議となった。研修員からも活発な質問や発言があり、双方向の充実した検討会であった。最終日の評価会における研修員の発言からも、満足度が高い研修であったと思われる。

なお、村上委員長からは、本研修の準備段階から、日本の制度をスタンダードと考え、それを尺度にベトナムの制度を計るような発想はよくないとご指摘いただいた。また、実際の草案検討会の中でも、日本の制度を標準扱いすることなく、ベトナムの良さを引き出しながら、ベトナムの実情に沿ったコメントを常に意識されていたように感じる。法整備支援に関わる者として、日頃から気をつけているつもりではあったが、気付かないうちに日本の制度や考え方を尺度にしがちな部分があつた自分の考えを反省するとともに、国家体制や制度の根幹が異なる国に法整備支援を実施することの難しさと興味深さを改めて実感することにもなった。

また、川嶋教授は、ベトナム司法学院への支援でも委員を務められるなど、かねてからベトナム法整備支援に関わってこられたが、裁判実務改善研究会の活動には本研修から正式に関わってくださることになった。本研修後もご自身の研究としてベトナム

ム憲法の英訳は、次のURLで入手できる。[http://www.vietnamlaws.com/freelaws/Constitution92\(aa01\).pdf](http://www.vietnamlaws.com/freelaws/Constitution92(aa01).pdf)

<sup>21</sup> ベトナムの法・司法制度改革は、ベトナム共産党政治局決議48号、49号（ICDニュース28号に和訳掲載）に沿って推進されている。

の裁判所を訪問するなど、ベトナム民事訴訟に関して精力的に研究しておられる。このような研究活動を、今後のベトナム法整備支援の中でも存分に活かしてくださいとの確信している。



草案検討会の様子

## 5 法整備支援連絡会での講演

1月21日（金）は、研修員に第12回法整備支援連絡会に出席してもらった。そして、急に帰国となったニュウ副長官に代わり、ドアン氏から、「日本の支援を受けてベトナムが公布した民事訴訟法の直面している問題に関する評価について」との題目で講演がなされた上、法整備支援関係者からの質疑に応じてもらった。詳細は、ICDニュース本号における第12回法整備支援連絡会の特集記事を参照されたい。

研修員にとっては、ベトナムの法・司法制度改革の現状や課題、更に改革を推進していく上での日本の法整備支援の位置づけなどにつき、日本側の意見を踏まえつつ、改めて整理する機会となったようである。

## 第5 終わりに

研修員は、7名いずれも高い意欲をもって研修に取り組んでおり、講師の話を懸命に記録する姿もよく見られた。10日程度という限られた研修期間ではあったが、日本の訴訟実務の見学から、理論的・実務的な議論まで、ベトナム側のニーズを広くカバーした研修を実現できたように思う。その成果という

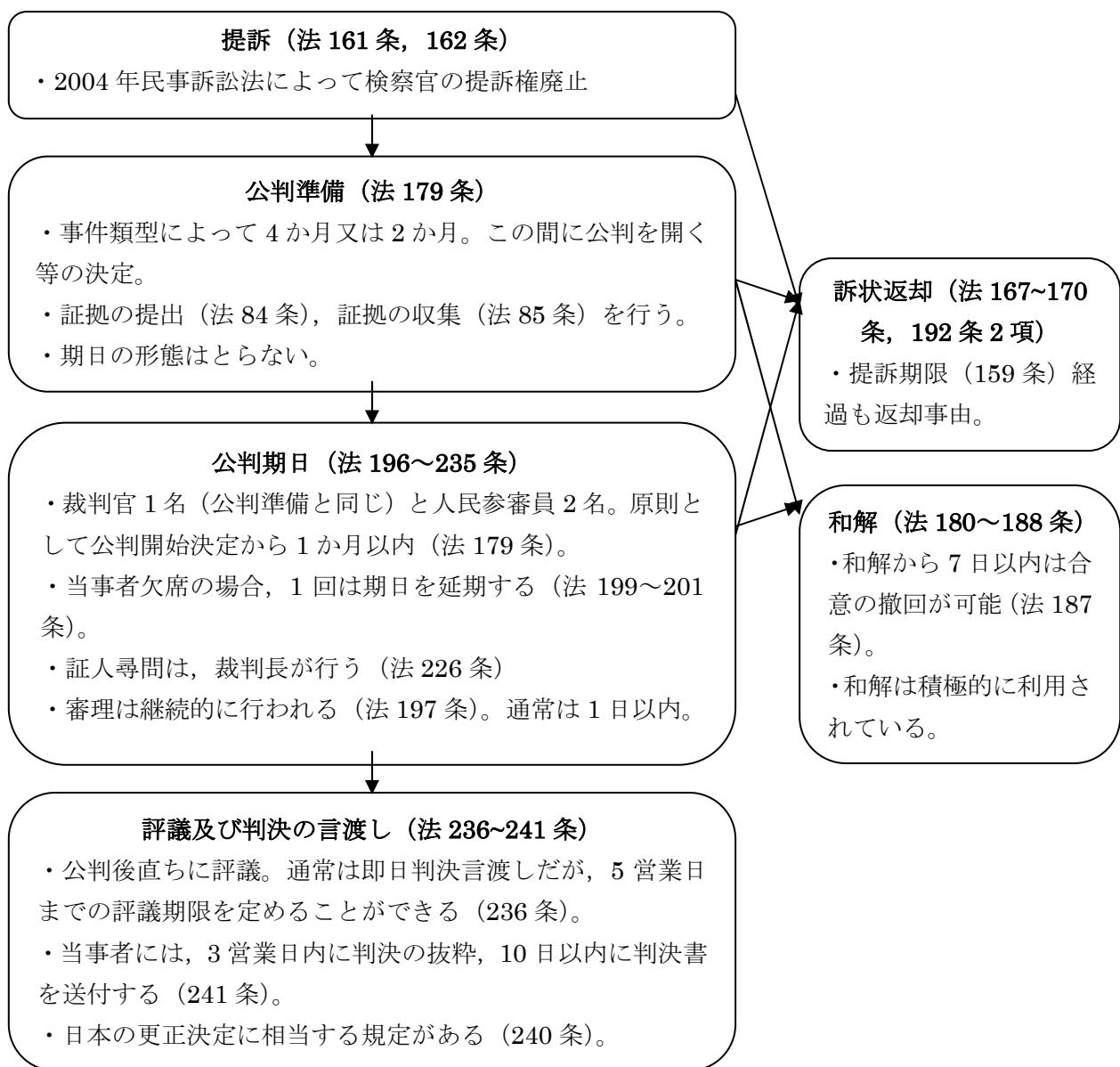
べき改正民事訴訟法は、2011年3月に成立した。追ってその和訳をICDニュースに掲載したいと考えている。

前項でも触れたが、ベトナムではより抜本的な民事訴訟法改正も計画されているという。また、民事訴訟では、法規の改正ももちろん重要であるが、訴訟実務に反映されてこそ意味をなす部分が大きい。ベトナムは、実務及び法規の両面で、法・司法制度改革を更に推進していくと思われ、その中で日本が貢献できる部分は、引き続き小さくないであろう。

なお、本研修において、研修員は、研修施設、宿泊施設、移動手段など、研修中の環境にも満足しており、特に日本人の勤勉さやホスピタリティについて高い評価を示していた。このことは、日本人の1人として率直にうれしく感じる。

言うまでもなく、充実した研修を実現することができたのは、村上委員長及び川嶋教授を始め、本文中に触れた方々や通訳を務められた大貫錦氏及び綱川秋子氏など関係者の皆様の多大な御支援、御協力のお陰である。この場を借りて、改めて深くお礼を申し上げる。

## ベトナムにおける民事訴訟事件第一審の流れ（2004年民事訴訟法）



- ・一般民事、人事、家事の区別なく一律に民事訴訟法で手続が規定されている。
- ・当事者間のみの相対的解決ではなく、利害関係を有する者全員を含めた一体的解決を志向している（法 56 条、19 条、憲法 136 条）。
- ・当事者に不服がない場合でも、検察官による異議（控訴）申立てが可能。二審制で、控訴審は、職業裁判官 3 名で裁判体を構成。
- ・判決確定後もその破棄を求める監督審の申立てが 3 年以内は可能。ただし、申立権は当事者ではなく、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官などにある。

## 第37回ベトナム法整備支援研修日程表

[主任教官:松川教官, 事務担当:内田主任専門官]

月	曜	10:00 12:30	14:00	17:00	備考
1 /	水 12				
1 /	木 13	J I C Aオリエンテーション O S I C	説明 研修の概観, 日本の統治機構・司法制度 国際協力部教官 松川充康	O S I C	
1 /	金 14	大阪地方裁判所訪問 (民事保全部)	大阪簡易裁判所訪問 (即決和解, 少額訴訟, 支払督促)		
1 /	土 15				
1 /	日 16				
1 /	月 17	講義 ベトナム2004年民事訴訟法の残したもの 元裁判官・弁護士 村上敬一 元裁判官・弁護士 井関正裕 同志社大学教授 川嶋四郎	I C D	民事訴訟法改正に関するベトナムS P Cのプレゼンテーション 元裁判官・弁護士 村上敬一 元裁判官・弁護士 井関正裕 同志社大学教授 川嶋四郎	I C D
1 /	火 18	ベトナム民事訴訟法草案検討会 元裁判官・弁護士 村上敬一 同志社大学教授 川嶋四郎	I C D	12:00-14:00 国際協力部長 主催意見交換会 記念写真撮影 序舎正面玄関	ベトナム民事訴訟法草案検討会 元裁判官・弁護士 村上敬一 同志社大学教授 川嶋四郎
1 /	水 19	ベトナム民事訴訟法草案検討会 元裁判官・弁護士 村上敬一 同志社大学教授 川嶋四郎	I C D	元裁判官・弁護士 村上敬一 同志社大学教授 川嶋四郎	I C D
1 /	木 20	ベトナム民事訴訟法草案検討会 元裁判官・弁護士 村上敬一 同志社大学教授 川嶋四郎	I C D	ベトナム民事訴訟法草案検討会／総括質疑 元裁判官・弁護士 村上敬一 同志社大学教授 川嶋四郎	I C D
1 /	金 21	法制度整備支援連絡会出席及び講演	I C D	評議会 閉講式	I C D